

No.	資料名等	項目 (ページ数等)	質 問 内 容	横浜市側回答
1	設計書・調達仕様書	全体	調達仕様書で具体的に定めない事項について、調達仕様書を補完する内容の「サービス仕様書」を、相互に協議の上作成することは可能でしょうか。	サービス仕様書の定義によりますが、調達仕様書等で定義されていない内容については協議のうえ決定します。
2	設計書・調達仕様書	全体	見積時点で仕様が未確定の事項、または今後横浜市・関係システム・国の方針変更等により変更が生じる事項については、委託契約約款第 50 条にある通り契約締結後、両者で協議し、場合によってはそれらを変更することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	別紙 10. 委託契約約款	第 46 条 (契約不適合責任期間)	弊社が契約不適合責任を負う期間を目的物の引渡し時点から1年間とする等、契約不適合責任の条件について個別合意事項の取り交わしは可能でしょうか。	協議のうえ決定します。
4	別紙 10. 委託契約約款	第 46 条 (契約不適合責任期間)	委託契約約款第 46 条 7 項に「目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたもの」である場合に 1 項の規定が適用されない旨の定めがありますが、上記以外の外的要因(ガバメントクラウド、連携先システム等)による場合も含め、弊社の責めに帰さない契約不適合については、弊社の責任範囲外との理解でよろしいでしょうか。	契約不適合責任については、委託契約約款に定めるとおりです。なお、第46条第7項は、契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じた場合の取扱いを定めたものです。その他の事由に起因する契約不適合については、当該条項による一律の免責は予定しておらず、契約不適合責任の有無は、契約条項及び個別の事実関係に基づき判断します。
5	別紙 10. 委託契約約款	第 44 条 (委託者の損害賠償請求)	損害賠償金額の上限を本契約代金額とする等、損害賠償請求の条件について個別合意事項の取り交わしは可能でしょうか。	契約締結までに、協議のうえ決定とします。
6	設計書・調達仕様書	2.1(2) 業務システム稼働環境	ガバメントクラウドについて、稼働後だけでなく、構築・検証・移行リハーサル等の本番稼働前期間に発生するガバメントクラウド利用料についても、弊社側で費用負担するものはないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
7	設計書・調達仕様書	3.6. 運用・保守要件	本業務に含まれる稼働後対応は、移行業務に付随する初期安定化支援・運用設計・保守設計に限られ、「別紙 06. 運用保守要件」に記載されているような、定常運用、ヘルプデスク、電話回線等は別途契約予定の運用保守契約の範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
8	別紙 07 役務要件	システム稼働前	研修で使用するマスキングデータ等は横浜市様(又は既設システム事業者様)にて準備いただく理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
9	別紙 07 役務要件	システム稼働前	研修で使用する端末(本番環境接続端末)のほか、ネットワーク、会場設備についても横浜市様にて準備いただくことは可能でしょうか。	仕様書と評価基準によりご判断ください。